

日本体育・スポーツ政策学会
第35回大会 プログラム・抄録集

スポーツ政策における政策形成過程のあり方 —スポーツ政策の合理性とは

会 期：2025年12月13日（土）・ 12月14日（日）

会 場：中京大学名古屋キャンパス0号館7階

主 催：日本体育・スポーツ政策学会

主 管：日本体育・スポーツ政策学会第35回大会実行委員会

共 催：中京大学スポーツ科学部

目 次

<プログラム>

大会プログラム	1
会場案内図	5
一般研究発表の演者の皆様へ	6

<抄録集>

【基調講演】	7
【シンポジウム】	8
【一般研究発表】	
2025年12月13日（土）	
セッション I -A	10
セッション I -B	11
セッション I -C	12
2024年12月14日（日）	
セッション II -A	13
セッション II -B	14
セッション II -C	15
【会員企画セッション】	16

大会プログラム

第 1 日目 12月13日(土) 12:00(受付)～17:45(情報交換会終了 20:00)

12:30～13:15 総会 0号館0703教室

13:30～14:45 一般研究発表セッション I 0号館0702教室

セッション I-A

座長：森 克己（鹿屋体育大学）

発表者：石原 唯斗（筑波大学大学院）・成瀬 和弥（筑波大学）

テーマ：日本の中央競技団体におけるスポーツ指導者資格制度の政策過程

セッション I-B

座長：川井 圭司（同志社大学）

発表者：宮崎 幹仁（筑波大学大学院）・齋藤 健司（筑波大学）

テーマ：諸外国におけるスポーツベッティングの現状

セッション I-C

座長：高橋 義雄（早稲田大学）

発表者：津川 日向穂（奈良女子大学）・平塚 卓也（奈良女子大学）

テーマ：学校水泳授業における公営プール利用の政策過程

—神奈川県海老名市を事例に—

14:50～15:30 基調講演 0号館0703教室

「政策の合理性を高めるために—政策科学における『in の知識』と『of の知識』」

真山 達志氏（同志社大学政策学部教授）

15:45～17:45 シンポジウム 0号館0703教室

＜テーマ＞ スポーツ政策の決定プロセスの在り方

シンポジスト

大杉 住子氏（スポーツ庁スポーツ総括官・政策課長）

久木留 毅氏

（独立行政法人日本スポーツ振興センターハイパフォーマンススポーツセンター長）

司会・コーディネーター

來田 享子（中京大学スポーツ科学部教授）

齋藤 健司（筑波大学体育系教授）

18:00～20:00 情報交換会 中京大学1号館2F「レオーネ」

第2日目 12月14日(日) 9:00(受付)～12:45

9:30～10:45 一般研究発表セッション II 0号館0702教室

セッションII-A

座長：日下 知明（鹿屋体育大学）

発表者：有吉 忠一（同志社大学）

テーマ：スポーツ人材の実装—スポーツ基本計画の実現に向けて—

セッションII-B

座長：新井 喜代加（松本大学）

発表者：堤 洸太郎（筑波大学大学院）・齋藤 健司（筑波大学）

テーマ：スポーツを通じた多文化共生施策に関する研究

セッションII-C

座長：黒澤 寛己（びわこ成蹊スポーツ大学）

発表者：麻原 恒太郎（日本体育大学）

テーマ：中学校運動部活動の地域移行政策形成過程の分析について

：動的相互依存モデルを用いて新たな分析の視点を

10:45～12:45 会員企画セッション 0号館0703教室

<テーマ> スポーツ団体ガバナンス強化に関する施策の評価の在り方

<タイムテーブル>

10:45～10:55 趣旨説明・演者紹介

10:55～11:10 報告① スポーツ団体ガバナンス強化に係る国内外の動向

桶谷 敏之（独立行政法人日本スポーツ振興センター／国立スポーツ科学センター）

11:15～11:30 報告② 競技団体の自己評価資料をどのように分析するべきか

竹澤 美郁（東海大学）

11:35～11:50 報告③ 自己説明・公表の有効性をどのように検証するか-JISS 研究の紹介

中村 宏美（独立行政法人日本スポーツ振興センター／国立スポーツ科学センター）

11:55～12:15 パネルディスカッション

12:15～12:40 フロアからの質疑応答

12:40～12:45 パネルディスカッションの総括

<司会・指定討論者>

司会 平塚卓也（奈良女子大学）

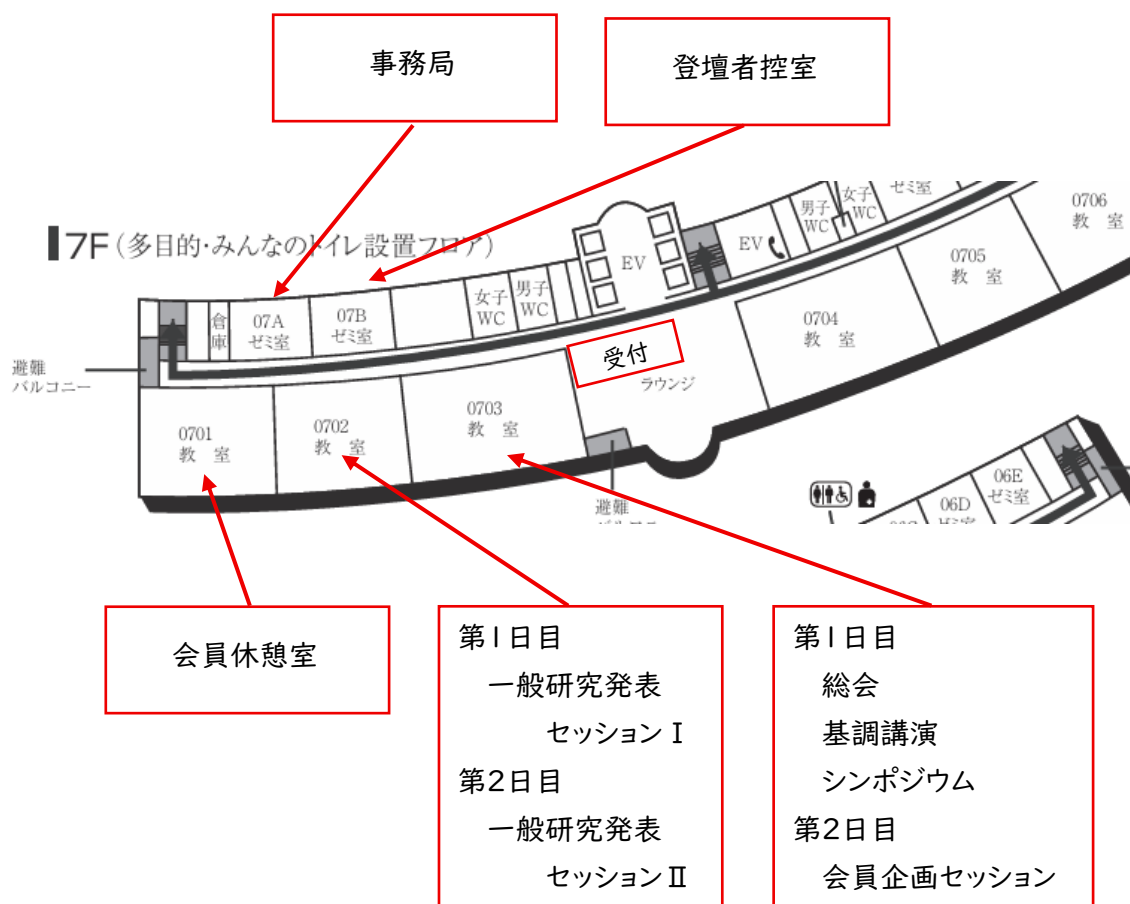
指定討論者 堀田裕二（アスカ法律事務所）

会場案内図

中京大学名古屋キャンパス（名古屋市営地下鉄名城線・鶴舞線「八事」駅徒歩0分）



中京大学名古屋キャンパス 0号館 7階



一般研究発表の演者の皆さまへ

1. 1 題当たりの割当時間は 25 分（発表 20 分＋質疑応答 5 分）とし、18 分で 1 鈴、20 分で 2 鈴、25 分で 3 鈴を鳴らしますので時間を厳守してください。質疑応答時間をより長く確保したい場合には、発表時間を短縮することで調整してください。
2. 資料を配布する場合は、発表するセッション開始時刻の 20 分以上前に発表会場入口付近の机の上に 50 部を目安に置いてください。
3. パワーポイントを使用して発表する場合は、原則として大会事務局が発表会場に設置するコンピュータをご利用ください。ただし、外部ディスプレイ出力（HDMI 接続端子があること）が可能な場合には、演者自身のコンピュータで発表いただけます。
4. 1 日目（12 月 13 日）の演者は当日 13 時 15 分までに、2 日目（12 月 14 日）の演者は当日 9 時 15 分までに発表会場のコンピュータに USB メモリでデータを保存し、動作確認をしてください。演者自身のコンピュータで発表する場合も動作確認をしてください。
5. レーザーポインタをご使用になられる場合は、各自でご準備ください。
6. 発表時のパワーポイントの操作は、演者自身で行ってください。ただし、トラブルが生じた場合には大会事務局員が可能な限りサポートします。
7. 当日の発表は、対面で行います。
8. 当日に体調不良やその他の理由により来場できない場合には、発表当日の午前 9 時までに大会事務局へご連絡ください。
連絡先：n-ishido@mecl.chukyo-u.ac.jp

【基調講演】

「政策の合理性を高めるために—政策科学における『in の知識』と『of の知識』」

同志社大学 真山 達志

同志社大学政策学部・総合政策科学研究科教授

茨城大学人文学部助教授、同志社大学法学部教授などを経て 2004 年より現職

専攻は行政学（特に政策形成論や政策実施論）

2025 年 4 月から本学会会長、7 月から日本地方自治学会理事長

著書：『政策形成の本質』（成文堂）、『行政は誰のためにあるのか』（日本経済評論社）

編著：『ローカル・ガバメント論』（ミネルヴァ書房）、『政策実施の理論と実像』（ミネルヴァ書房）など

共編著：『スポーツ政策論』（成文堂）、『スポーツ政策学』（成文堂）、『公共政策の中のスポーツ』（晃洋書房）、『地方におけるスポーツ価値実現の実像』（晃洋書房）など

要 旨

1950 年代に提起された政策科学は、政策決定の合理性を高めることを目指していた。厳密には、合理的な政策決定を可能とする知見や根拠を提供するための総合科学を目指していた。それゆえ、政策科学が発達したとしても、そのことによって必ずしも政策の合理性が高まることが保障されるわけではない。とりわけ、誰にとっても合理的な政策決定が実現するわけではない。

たしかに、一般的な感覚からすれば、決定者の選好や経験・勘による政策決定より、客観的データや科学的理論に基づいた政策決定の方が合理的である。しかし、自らの信念や価値観に凝り固まっている決定者からすれば、自らの選好に沿った政策を選択することが最も合理的なのである。このように、政策決定が決定者の価値観に左右されるのであれば、政策決定における倫理や公正を問題としなければならないため、近年では哲学や倫理学なども視野に入れた「政策学」という名称も使われているのは周知の通りである。

公共政策に対しては、その内容についての合理性だけではなく、決定に至る過程、実施される過程などにも合理性があることが求められる。いわゆる手続民主主義が云々される所以である。とりわけ、決定過程については、民主主義の本質に関わる問題として、政治学や政策過程論での最大関心事であった。

このように、政策の合理性を高めようと思うと、政策そのものの趣旨、目的、手段・方法と、それらを基礎付けたり根拠付けたりする理論やデータについての知見に加えて、実際に政策を決定し実施する過程についての理論や知見も必要である。政策科学では初期段階からそれらの知見を「in の知識」と「of の知識」に区別し議論してきた。しかし、時代や社会背景の影響を受け、in と of のいずれを重視するかに変遷が見られる。

最後に、以上の検討を踏まえて、スポーツ政策の合理性を高めるために、どのようなアプローチが必要かを考える。

【シンポジウム】

「スポーツ政策における政策形成過程のあり方——スポーツ政策の合理性とは」

趣 旨

2011年にスポーツ基本法が制定され、翌年の2012年にスポーツ基本計画（第1期）が策定された。その後、2015年にスポーツ庁が創設され、その創設から10年を迎えることになる。2025年6月には、スポーツ基本法の改正も行われた。スポーツをめぐる法政策はここ15年の間に大きく変動してきたといえる。また、この間にラグビーワールドカップや東京オリパラ大会も開催されるなど、メガ・スポーツ・イベント誘致事業も展開されてきている。その一方で、スポーツを通じたまちづくりや部活動の地域展開も含めて、地域におけるスポーツ行政も大きく変わろうとしてきている。

スポーツ庁設置から10年という節目の年に、スポーツ政策の形成過程のあり方についてあらためて議論・検討することは意義深いものであると考える。周知の通り、政策形成過程とは、社会の課題を認識し、それを解決するための政策を立案、決定、実施、評価する一連のプロセスとされる。様々なスポーツ施策の実効性を高めるための政策形成はどのようにあるべきなのか。スポーツ政策に関しては、スポーツ庁をはじめ、地方自治体、日本スポーツ振興センター（JSC）、公益法人、民間シンクタンク、民間企業団体などが調査、政策提言なども行うようになってきている。これまでの政策形成過程をふり振り返りながら、これらからのスポーツ政策の形成過程のあり方を展望できればと考える。

スポーツ基本法第9条は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する「スポーツ基本計画」の策定を命じている。スポーツ基本計画は、5年に一度、スポーツ審議会の審議を経て変更・策定されている。2012年の第1期スポーツ基本計画から現在は第3期基本計画に入っている。2021年、スポーツ庁長官からスポーツ審議会に対して諮問が行われ、第2期スポーツ基本計画の成果・課題の分析とともに、2030年以降を見据えたスポーツ政策の在り方と、今後5年間のスポーツ政策の目指すべき方向性及び主な施策の内容について審議が行われた。第3期スポーツ基本計画は、2022年3月25日に策定され、東京大会のスポーツ・レガシーの継承・発展に向けて重点施策の他、「今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策」として12の政策目標が掲げられ、53の施策目標のもと、160の具体的施策が実施されている。第3期基本計画では、取組・施策の実効性を高めるためのEBPMの推進も進められている。これからのスポーツにおける政策形成、政策立案はどのようにあるべきであろうか。

以上の趣旨を踏まえ、キーノートレクチャーとして、登壇者の方にそれぞれの立場から現状と課題についてレクチャーいただき、その後、今後のスポーツ政策の合理性についてディスカッションを行う。

<キーノートレクチャー>

「行政の立場から」

大杉 住子氏（スポーツ庁スポーツ総括官・政策課長）

「立法・政策調査機関の立場から」

久木留 毅氏（独立行政法人日本スポーツ振興センターハイパフォーマンススポーツセンター長）

<パネルディスカッション>

コーディネーター

來田 享子氏（中京大学スポーツ科学部教授）

齋藤 健司氏（筑波大学体育系教授）

日本の中央競技団体におけるスポーツ指導者資格制度の政策過程

○石原唯斗（筑波大学大学院）、成瀬和弥（筑波大学）

キーワード：スポーツ指導者資格、中央競技団体、政策過程

1. 研究の動機

スポーツにおける指導者は、指導対象者の身体的・技術的向上、安全・安心の確保に重要な役割を果たす。一方で、指導者による指導行為によっては正反対の影響を指導対象者に及ぼすこともありうる。たとえば、指導者による体罰をはじめとする不適切な指導がその最たる例である。したがって、適切な知識や態度を有する指導者を養成すると同時に、それを保証する仕組みが必要不可欠である。日本では、日本スポーツ協会（以下、JSP0）と中央競技団体が連携して運用する公認スポーツ指導者制度に加え、中央競技団体が独自で運用する独自のスポーツ指導者資格制度により、各種競技スポーツの指導者養成及び資格認定による質の保障が行われてきた。しかし、各中央競技団体が認定する資格は差異がみられる。たとえば、公認スポーツ指導者制度では、コーチ1、コーチ2、コーチ3、コーチ4といったように指導対象者に応じた指導者養成が行われるような枠組みが構築されている。だが、中央競技団体の多くがこのうちの一部を採用するに留まる。また、独自スポーツ指導者資格制度の採用の有無も、中央競技団体によって異なる。今後、学校運動部活動の地域移行が推進されれば、多様な指導対象者に対応できる指導者が必要となると考えられるが、そのような指導者養成が不十分にみえる現状は、問題となりうる。なぜ中央競技団体が、異なるスポーツ指導者資格制度の運用状況となっているのかは明らかでない。

そこで、本研究の目的は、中央競技団体が運用するスポーツ指導者資格制度における政策過程について、そもそもなぜスポーツ指導者制度の運用を行うこととしたのか、採用する資格の数あるいは種類はどのように決まりゆくのかを明らかにすることである。

2. 研究の方法

本研究では、JSP0 と中央競技団体の垂直的、中央競技団体間の水平的な関係性に着目し、動的相互依存モデルを分析枠組みとして採用した。中央競技団体のうち日本エアロビク連盟（JAF）及び日本ドッジボール協会（JDBA）を対象とし、各組織に存在する事業計画、事業報告書、機関誌、年史、指導者教本を中心に指導者資格制度に関係する情報を収集した。加えて、JSP0 及び国の動向を把握するため、インターネット上で指導者制度に関係する計画や資料を調査した。また、JSP0 は年史や公認スポーツ指導者制度に関係する文献も調査した。さらに、不足する情報を補足するため、9月にJAF及びJSP0、11月にJDBAに対して半構造化インタビューを実施した。なお、JDBAには9月に自由記述を中心とした質問紙調査も実施した。

3. 結果

JAFは、日本体育協会（当時、現JSP0）（以下、日体協）への加盟を検討した際に、当時の日体協職員から日本テニス協会によるレイティング・ポイント・システムと公認スポーツ指導者制度の情報提供を受けたことを機に、スポーツ指導者資格制度の採用の検討を始めた。その後、指導対象や種目ごとに対応した指導者が必要であるとの考えが契機となり、指導者資格取得への高い需要や助成金活用が後押しとなって、指導者資格が専門分化することとなった。一方、JDBAでは、ドッジボールがレクリエーションから競技スポーツへと変容したとの認識が協会内に広まり、日体協へ加盟することとなった。それまで小学生の全国大会運営を中心に据えて活動してきたことから、ほとんどが小学生競技者であった。そこで、小学生を指導する指導者の責任は重く、協会として養成する必要があるとの考えから、スポーツ指導者制度を行うこととなった。現指導委員長が着任したことを機に、国際大会レベルの指導者としてコーチ3の資格を設置することが検討されている。

諸外国におけるスポーツベッティングの現状

○宮崎幹仁（筑波大学大学院）、齋藤健司（筑波大学）

キーワード：スポーツベッティング、アスリート保護、利用者保護、ギャンブル依存症

1. 目的

スポーツベッティングとは、スポーツの試合結果等を対象とした賭博行為である。現在、世界的には合法化が主流であり、G7 諸国で未導入は日本のみである。しかし、国内でも違法なオンライン市場が拡大し、スポーツエコシステム推進協議会（2024）の推計によれば、その年間賭け金は6兆5000億円に上る。この現状は、巨額の資金流出、スポーツのインテグリティ（公正性）への脅威、そして何よりも違法であるがゆえに公的な保護を受けられない利用者の問題を深刻化させている。違法賭博の取り締まりが困難な現状を踏まえれば、これを合法的な管理下に置くことが、現実的な政策選択である。

そこで本研究は、スポーツベッティングの合法化を前提とした上で、その導入に伴うリスクを予見し、諸外国の先行事例を参照しつつ、日本における最適な制度モデルの構築・提言を目的とする。本研究が特に重視するのは、(1)八百長の誘引や誹謗中傷、選手自身の依存症問題といった「アスリートに対する脅威」と、(2)ギャンブル依存症の蔓延、多重債務、社会的孤立といった「利用者に訪れる脅威」の二点である。税收の最大化といった経済的側面については意図的に研究の主たる対象から除外し、あくまでステークホルダーの保護を最優先とした制度設計を追求する。

2. 方法

本研究は、スポーツベッティングを先行して導入・運営している諸外国の制度に関する文献調査及び比較分析を主たる研究方法とする。

分析の枠組みとして、以下の4つの側面を設定する。(1) 運営制度、(2) 監督制度、(3) アスリートの保護、(4) 利用者の保護

3. 結果及び考察

上記4つの側面からの比較分析に基づき、日本モデルとして以下の点を提言する。

第一に、運営制度においては、厳格なライセンス制度の設計が不可欠である。ライセンス付与の条件として、マイナンバーカード等を利用した厳格な本人確認システムの導入、および利用者の経済状況に応じたベット上限設定を義務化すべきである。また、依存性が高いとされるマイクロベットや、個人が容易に操作可能なプレーは制限し、段階的に導入することが望ましい。

第二に、監督制度として、運営主体（事業者）から完全に独立した強力な権限を持つ監督機関（英国のギャンブル委員会等に類するもの）の設立を提言する。また、国際的な不正監視ネットワークへの参画や、マコリン条約（スポーツ競技大会の不正操作防止に関する条約）の早期批准が求められる。

第三に、最も重要視するアスリートの保護については、インテグリティ教育の徹底が急務である。特に「アスリートは一般人口よりもギャンブル依存症リスクが高い」という知見の共有が必要である。賭博関与時の処遇は背景を考慮し、依存症発症時の治療と更生への道を閉ざさないセーフティネットの構築が不可欠である。また、低年俸の選手が出場する下部リーグ等では、当面マイクロベットを禁止するなど、リスクに応じた段階的な規制導入を検討すべきである。

第四に、利用者の保護に関して、物質を摂取しないプロセス依存症としてのギャンブル依存症の特性と、その深刻さ（アルコール依存症等よりも高い自殺率）について、社会的な啓発が必須である。現状のギャンブル等対策基本計画が予防に偏重し、治療体制が不十分である課題を鑑み、診断・治療プログラムの確立と公的支援の拡充が求められる。

4. 結論

日本におけるスポーツベッティングの議論は、「賭博＝絶対悪」という従来の固定観念から脱却し、不可避免的に存在するリスクを直視した上で、いかに「賭博と共生」するかというリスク管理の段階へ移行すべきである。根絶すべきは管理外の「違法賭博」であり、合法化はそのための手段である。本研究は、収益の使途に関する議論に先立ち、まず予防（インテグリティ教育、上限設定）と対処（依存症治療、アスリートの更生支援）の両輪を組み込んだ強固な保護制度の確立こそが、日本が新たなスポーツ文化を受け入れる上での最低条件であることを提言する。

学校水泳授業における公営プール利用の政策過程—神奈川県海老名市を事例に—

○津川日向穂（奈良女子大学） 平塚卓也（奈良女子大学）

キーワード：学校プール，外部委託，政策革新

1. 目的

本研究は、神奈川県海老名市が全国に先駆けて導入した公営プールを利用した学校水泳授業の政策過程を明らかにすることを目的とする。海老名市では、学校水泳授業において2008年度から公営プールを段階的に利用し、現在では市内全小学校が学校プールを廃止して公営プールで授業を実施している。本研究は、この先進的取り組みを地方自治体による政策革新として注目し、新政策採用の要因を解明する。

2. 先行研究の検討

田中（2024）や青柳（2024）は、自治体が学校水泳授業の外部委託を行った経緯や実施効果を報告しているが、知見を一般化する志向には乏しい。本研究は、海老名市の政策過程を理論的に説明することによって、一般化可能性を高めることを志向している。

3. 方法

本研究では、分析の枠組みとして伊藤（2002, 2006）の「動的相互依存モデル」を参照し、自治体行動に関する3つのメカニズム（①内生条件、②相互参照、③横並び競争）を援用した。資料は、市議会や教育委員会の会議録、行政資料などを用い、海老名市の政策過程を追跡し、分析した。

4. 結果及び考察

海老名市では、学校プール施設の老朽化による改修の財政負担や、ふじみ野市のプールでの小学生死亡事故による安全確保への関心の高まりを背景に、学校プールが問題化したなかで、既存市営施設や民間活力を有効活用するという海老名市の行政方針と接続し、公営プール利用が開始された。2008年度から3校で試験実施し、その結果を踏まえて段階的に拡大し、2011年度に全校実施へ移行した。段階的実施の結果について、教育委員会の評価によれば、天候に左右されずに授業計画を立てられることや、監視員の配置により教員が指導に集中できること、プール清掃や水質管理などの業務負担が軽減され、教員が授業準備や児童対応に専念できることなど、生徒や教員からは好評の声が多いとされた。一方で、議会においては、市民利用との調整、バス移動による授業時間の短縮、学校プール施設廃止に伴う夏期の開放中止、市営プールの新設などが論点となった。

上記過程を動的相互依存モデルの視点から考察すると、主に内生条件によって政策革新が生じたといえる。社会経済要因としては、市域面積に対して3施設という高密度な公営プールの存在、学校と公共施設が近接するコンパクトな都市構造が挙げられる。政治的要因としては、内野優市長の長期安定政権下における首長リーダーシップが重要な役割を果たした。市長は、「公共インフラの有効活用」という政策方針を教育行政にも接続し、学校プールを維持・改修する財政的余力を有していた中で、既存の学校プールを改修せず、市営プールを利用する方針を採った。また、市長が市役所職員出身で、市の内情に精通しており、教育委員会との連携を円滑にできたことも新政策の採用に繋がったと考えられる。一方、教育委員会や市議会の会議録において、他自治体の動向を参照した発言は少なく、相互参照はほとんど確認されなかった。また、国の政策採用もないので、横並び競争も生じていない。

スポーツ人材の実装

— スポーツ基本計画の実現に向けて —

○有吉忠一（同志社大学）

キーワード：スポーツマンシップ JSC スポンサー 協働

1. 目的

スポーツ政策の実施過程では、スポーツ人材の活躍が不可欠となる。それは政策を実装するヒト、モノ、カネを配分するだけでなく、社会厚生を最適に近づけるためでもある。このスポーツ人材の重要性は、スポーツ基本法、スポーツ基本計画、そしてスポーツ人材に関する先行研究からも指摘されている。

図：スポーツ人材の重要性に関する諸施策など

社会的厚生に関する諸施策	内容
スポーツ基本法 第二十五条（2）	国は、生涯にわたりその有する能力を幅ひろく社会に生かすことができるよう、社会の各分野での活躍できる知識及び（中省）活躍できる環境の整備その他の必要な施策を講じるものとする
第3期スポーツ基本計画	スポーツに関わる多様な人材の育成と活躍の場のため、アスリートのキャリア形成への支援、スポーツ指導者、専門スタッフ、スポーツボランティアなどスポーツの推進を支える人材の育成を図る。
松岡（2023）『スポーツ白書2023』	これからのスポーツ人材に求められる点を若い学生に知らせ、スポーツに関わる多様な人材、およびスポーツをととした社会に貢献する多様な人材の育成がますます求められる。

（出典：スポーツ基本法などより、筆者作成）

だが、第2期スポーツ基本計画についてのスポーツ庁の総評からは、計画達成施策と未達成課題を残した施策が見られる。それらは、①スポーツを通じた共生社会の実現、②経済・社会の活性化など幸福度や満足度のような情感に訴える施策、③加えて行動変容という中長期的な施策である。これはスポーツ政策を通じた、地域経済社会やその市民とのつながりが行き届いていないことを意味する。つまり、そこには市民生活に、中長期的なスポーツ政策を実現できるスポーツ人材の実装が十分ではないと指摘できる。これは持続可能なスポーツ基本計画の実現に向けて悩ましい問題となるともいえる。

一般的にスポーツは、する人、みる人、支えるひとが持つ権利であることや、政府の介入を限定的に是とするアームスレングスが慣習としてある。このためスポーツ人材には、行政（マクロ）と現場（ミクロ）の間で活躍するメゾの役割が期待される。そこで、本研究では、スポーツ人材のメゾとしての役割を視点に考察を行う。

2. 方法

まずは、スポーツ人材の関連する先行研究から、スポーツ人材の役割を検討する。そのうえで、スポーツ人材の役割を情報の非対称性を視座に分析する。つぎに、スポーツ人材が活躍する領域を、組織間ネットワーク論を使って明確にする。そしてその領域がメゾであり、スポーツ人材がメゾとなりスポーツ基本計画の実現可能性を高めるには、JSCの包括的パワーが必要であることを提案する。

3. 結果と考察

スポーツに関わる人材は、する、みる、支える、の各現場に多元的かつ多様的に存在していることがわかった。具体的には、スポーツ指導者、サポーターやファン、スポーツNPOなどがある。彼らは、スポーツ団体や組織からすると重要な経営資源であり、彼らの育成や配置が整えば、スポーツ政策の実現可能性が高まる。

だが、このようなスポーツ推進のための、組織間連絡・調整、地域住民や行政との連絡・調整、そして地域スポーツを活性化させる、中核的役割を担うスポーツ人材が脆弱であることが分かった。したがって、スポーツ組織および組織が展開するスポーツ事業を動かし、事業の便益性を高め、スポーツの価値の顕在化に貢献できる人材のスポーツへの活用が急務であるといえる。そのためには、スポーツに関する経験知、ネットワーク、財源を持つアクターがいる。そのアクターがJSC：（独）日本スポーツ振興センターなのであると考察した。なお、以上の詳細については、研究発表当日に行う。

スポーツを通じた多文化共生施策に関する研究

○堤洸太郎(筑波大学大学院)、齋藤健司(筑波大学)

キーワード：多文化共生、スポーツ施策

【問題の所在】

日本では少子高齢化により生産年齢人口が減少し、労働力として外国人の受け入れが進む一方、言語・文化の壁によるコミュニケーション困難や精神的ストレスが深刻化している。こうした人間関係上の課題を解決する手段として、スポーツの有用性が注目されている。スポーツは言語や文化の差異を超えて相互理解を促進し、社会的孤立の解消や地域の連帯形成にも寄与するとされる。実際、地方自治体では多文化共生を目的としたスポーツイベントが各地で開催されている。しかし、施策の成果を測定する指標や分析手法の未整備が指摘されており、施策の多くは「実施」に偏重し、効果の「分析」や「評価」が十分に行われていない現状がある。

【先行研究の検討】

植田(2015)は日系ペルー人のサッカークラブを事例に、スポーツが相互扶助的なコミュニティ形成の契機となる一方で、外国人労働者の不安定な就労環境により、そのネットワークが恒常性を欠き可変的であることを指摘した。また、岡安ら(2019)は移民の地域スポーツ参加が社会的包摂を促進する可能性を示すも、その参加促進の条件や地域社会(受け入れ側)の役割については未解明であった(植田 2014)。

これらの先行研究は、スポーツが多文化共生の促進に寄与しうることを示す一方、その効果を持続的な地域ネットワーク形成へとつなげる具体的な方策や、施策推進における情報発信など多くの課題を残している。特に日本では、スポーツを用いた多文化共生施策に関する研究が乏しく、交流の実態が明らかとなっていないことから、さらなる学術的検討が求められている。

【研究の目的】

本研究は、スポーツを通じた活動が多文化共生、すなわち外国人住民の地域社会への構成員化を促進するメカニズムに着目し、その過程におけるスポーツの役割と重要となる要素を多角的に解明することを目的とする。具体的には、外国人住民が地域社会の構成員となる過程において、スポーツが果たす役割を明らかにする。そして、地域社会の持続的な担い手の確保という多文化共生政策の最終アウトカム及び付随する中間アウトカムの達成において、スポーツ施策の担う役割や介在余地を明らかにすることを目的とする。

【研究の課題と方法】

第一に、東京都23区を対象に電話調査を行い、施策の実施有無を把握する。次に、施策を実施している自治体に対して、メールアンケートおよびインタビュー調査を実施し、具体的な課題や効果を深掘りする。実際に調査を行ったのは、目黒区における交流イベントである外国人向け弓道体験、中野区におけるニュースポーツを用いた国際スポーツ交流、大田区におけるOtaスポーツで国際交流の事例など、6区6事例である。得られたデータはSCAT分析を用いて整理・考察を行い、共通する課題や施策の成功要因、制度的な示唆を導出する。

中学校運動部活動の地域移行政策形成過程の分析について

：動的相互依存モデルを用いて新たな分析の視点を

○麻原恒太郎（日本体育大学大学院）

キーワード：国の介入、内生条件、相互参照、横並び競争

1. 目的

国は、休日の中学校の運動部活動地域移行(以下「地域移行」と略す)推進期間を 2023 年度から 3 年間と定め、協議会設置と推進計画策定を求めているが、スポーツ庁(2024)による報告では、地方自治体の約 25%が 2024 年度中までに協議会設置予定がなく、約 50%が計画策定予定なしと回答しており、地方公共団体の地域移行政策策定の進捗に差がみられる。そこで、筆者が行ったインタビュー調査において、「動的相互依存モデル」(伊藤, 2002)に依拠した地方公共団体の地域移行政策形成過程の分析は、地域移行政策研究の新たな視点となるのかを明らかにする事を目的とした。

2. 方法

調査対象自治体を A 県の人口規模、社会的条件の異なる 2 市 1 町とし、2024 年 7 月から 10 月に半構造化インタビュー調査を実施。1 人約 70 分行い、回答は対象者の了解を得て録音、テキストにおこした。分析は質的研究手法によりカテゴリを抽出する。テキストはひとつの意味を表す最小単位で分割・コード化し、研究課題に対する項目を抽出する。データは厳重に保管し、公表に際しては、個人名が特定されないように配慮する。(日本体育大学研究倫理審査委員会承認番号第 024-H064)

抽出されたカテゴリを、地方公共団体の政策形成過程における内生条件(当該自治体が管轄する領域の社会的、経済的、政治的条件)、相互参照、横並び競争、国の介入の状況との照合をした。

3. 結果

3 自治体において、協議会等は全ての自治体で設置済み、推進計画等の策定公表は 2 自治体、着手が 1 自治体であった。コード総数は 1,336、内半構造化インタビューで 1,209 であった。

内生条件(当該自治体が管轄する領域の社会的、経済的、政治的条件)中、社会的条件ではスポーツ・文化関係者への協議は行われていたが、教員、保護者、児童・生徒等へはアンケートやパンフレットによる情報提供にとどまり、中学校区の地域団体への働きかけはなかった。経済的条件では国の実証事業補助金と自治体単独予算を財源としており、民間からの寄付等はなかった。政治的条件では、住民による反対運動は無く、自治体の首長は推進を是としており、議会も関連予算を議決していた。また、内生条件のひとつと考えられる、庁内における政策担当部署の決定や配置する職員の確保、庁内連携による推進体制の整備等は円滑ではなかった。相互参照では、近隣自治体や人口規模の類似する市区町村間で行われ、横並び競争は中核市において行われていた。

4. 考察

本研究では、動的相互依存モデルに依拠した分析は、地方公共団体における地域移行政策形成過程の整理、分析を可能とし、地域移行政策研究に新たな分析の視点をもたらす事が明らかとなった。伊藤の動的相互依存モデルは都道府県レベルで国に先駆けて行う政策を対象として導かれており、政策形成の過程で国の介入(制度設計・財源保障等)が有れば自治体の政策形成は早まるとしている。地域移行政策では先ず国が「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」(スポーツ庁, 2020)及び「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」(スポーツ庁, 2022)を用いて介入したが、指導者の質と量の確保等をはじめ、具体策やそれに伴う制度及び財源の不明瞭さから、市区町村の政策形成は進んでいなかった。そこで国は新たに専門家会議(実行会議・調査協力者会議)の積み上げにより策定する新たなガイドラインを用いて、2025 年末に再度介入し、推進を図ろうとしている。内生条件の視点では、課題を整理・分析をする事ができた。以上のことから、動的相互依存モデルに依拠した分析は、国及び地方公共団体の地域移行政策研究に役立つものと推察される。

【会員企画セッション】

「スポーツ団体ガバナンス強化に関する施策の評価の在り方」

企画者：桶谷敏之(独立行政法人日本スポーツ振興センター／国立スポーツ科学センター)

趣 旨

我が国において、スポーツ団体による一連の不祥事等を背景に、2019年6月「スポーツ 団体ガバナンスコード〈中央競技団体向け〉」（以下、ガバナンスコード）が策定された。これを受け、スポーツ団体は、その遵守状況について、年1回自己説明及び公表を行い、4年に1回統括団体による「適合性審査」を受審することになった。この仕組みは、2020年度より開始され、2023年度に一巡目を終えたところであり、それに合わせて2023年9月、ガバナンスコードは改定された。

ガバナンスコード改定に関するスポーツ審議会の議論において、スポーツ団体による規程の整備や役員構成の多様性確保が進んできたことが確認されている。統括団体による適合性審査は、その結果によって助成金の申請資格を左右するため、スポーツ団体に対して一定の影響力を発揮してきたことの証左であると考えられる。一方で、同施策においては、スポーツ団体に適合性審査の受審だけではなく、自己説明及び公表を求めている。ただし、自己説明の内容については審査対象ではなく、スポーツ団体がステークホルダーに対して情報開示することを通じてガバナンス強化を図っていくことが目指されている。

以上のように、ガバナンスコードの導入は、スポーツ団体のガバナンス強化に一定の効果を発揮してきたと推認できる一方で、適合性審査と自己説明の双方が同様に効果を発揮しているのか、あるいは、スポーツ団体の規模に関わらず効果を発揮しているのか等、未解明な点は多い。それゆえ、より詳細な効果検証が求められているが、スポーツ団体ガバナンス強化に関する施策についての確立された評価方法はない。

そこで、本セッションでは、次の3名より話題提供を行った後、指定討論者及びフロアとのディスカッションを通じて、スポーツ団体ガバナンス強化に関する施策の評価の在り方を検討したい。

第1に、桶谷敏之氏より、日本におけるスポーツ団体ガバナンス強化に関する施策の展開について、諸外国の事例と比較しながら解説しつつ、課題を明示する。

第2に、竹澤美郁氏より、スポーツ団体ガバナンス強化に関する施策の評価方法について、先行研究の状況を踏まえて提案する。

第3に、中村宏美氏より、我が国で進められているスポーツ団体ガバナンス強化施策、とり

わけガバナンスコード遵守状況の自己説明・公表の取組について、国立スポーツ科学 センターにおいて進めている政策評価研究について紹介する。

第 4 に、指定討論者の堀田裕二氏より、実務の観点からコメントをした後、登壇者によるパネルディスカッション及びフロアとのディスカッションを行う。

＜実施形式＞

ミニ・シンポジウム

＜演者＞

報告者 : 桶谷敏之(日本スポーツ振興センター／国立スポーツ科学センター)

竹澤美郁(東海大学)

中村宏美(日本スポーツ振興センター／国立スポーツ科学センター)

指定討論者 : 堀田裕二(アスカ法律事務所)

司会 : 平塚卓也(奈良女子大学)

＜スケジュール＞

10:45～10:55 趣旨説明・演者紹介

10:55～11:10 報告① : 桶谷敏之

「スポーツ団体ガバナンス強化に係る国内外の動向」

11:15～11:30 報告② : 竹澤美郁

「競技団体の自己評価資料をどのように分析すべきか」

11:35～11:55 報告③ : 中村宏美

「自己説明・公表の有効性をどのように検証するか—JISS 研究の紹介」

11:55～12:15 パネルディスカッション

12:15～12:40 質疑応答

12:40～12:45 総括

＜付記＞

独立行政法人日本スポーツ振興センター国立スポーツ科学センター研究の柱 5-3(研究課 題名「スポーツ団体ガバナンス強化に関する施策の評価」)の一環として実施します。

実行委員会・開催校事務局連絡先

実行委員長・開催校責任者：石堂 典秀（中京大学）

全体進行管理担当：沖村 多賀典（名古屋学院大学）

シンポジウム担当：來田 享子（中京大学）

一般研究発表担当：植田 真帆（東海学園大学）

内藤 正和（愛知学院大学）

会員企画セッション担当：植田 真帆（東海学園大学）

<開催校事務局>

〒466-8666 愛知県名古屋市昭和区八事本町 101-2

中京大学スポーツ科学部 石堂研究室

お問い合わせ先：n-ishido@mecl.chukyo-u.ac.jp